

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成29年6月
株式会社日交コンフォート

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一歩ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間：前年度（H26.11.21～H27.11.20）

今年度（H27.11.21～H28.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目 標

右左折時を含む側方事故の削減、前年度比10%減少。（走行10万km当たり）

「日本交通グループ三丹地区の法人については、目標に掲げた後退時の自損事故件数は平成27年度は前年度対比29.1%減少したことから、原因別事故資料より分析すると不注意自損事故の次に多い事故原因が側方に関する事故であることから重点項目として位置づけた。」

・達成状況

前年度の発生件数が走行10万km当たり0.1643件、今年度が0.1150件となり、30.0%減少で目標達成した。

（2）来年度の目標

日本交通グループの表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間375万km当たり2件以内（各所属毎）とすることにした。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

（期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

*タクシー部門

なし

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容、講じた措置を公表します。

*行政処分の公表（乗用）

なし

以 上